

## 第 23 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日時：令和 3 年 3 月 9 日 (火)

13 時 00 分～15 時 03 分

場所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員  
西田委員、西村委員

【監査委員】 道下議員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

---

### 議 題

- 1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について
  - (1) 条例改正の新旧対照表
  - (2) 議会改革に関する検討結果 第 5 回報告書 (案)
  
- 2 政策討論会のあり方について
  
- 3 議員選出監査委員の廃止について
  
- 4 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について
  
- 5 その他
  - ・陳情の取扱いについて

○次回開催 3 月 24 日 (水) 13 時 00 分 第 2 委員会室

【議事の経過】

(開議 13時00分)

牛尾委員長

第23回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。本日は全員出席である。あらかじめ議題が用意されているが今日は道下議会選出監査委員が見えているので、議題3を先に取り上げたい。

**議題3 議員選出監査委員の廃止について**

牛尾委員長

では道下議員、よろしく願います。

道下議員

どのくらいが目安なのか。

牛尾委員長

考えていないが、全体でおよそ2時間なので。

道下議員

了解した。議選監査委員の廃止等々が叫ばれている中、浜田市はどうなのか。私は今議選の監査委員を仰せつかっている。私なりの監査報告等々についてお話しさせていただく。事前に皆に配付した資料について説明させていただく。

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

ただいま道下監査委員から説明があったが、質問はあるか。

道下議員

前監査委員である佐々木副議長もいらっしゃるが、この委員会ではそれだけか。副議長からも経験者ということで何か補足していただければ助かる。

牛尾委員長

前日もそういうことだったのだが、複数の監査委員の意見も聞こうということで今日はおいでいただいた。

佐々木委員

最後に少し触れられたが、特に議会改革にたけた市議会はこの議選監査について、いろいろ研究調査をされている。その一つに長野県飯田市議会は熱心を研究され、一定の見解を出されている。

監査委員と議会の役割の違いについてまとめたものがあるので読ませていただく。「どちらも地方公共団体の執行機関をチェックする監視機能を持っているが、監査委員は財務管理的な専門的見地から自治体が執行した事務、事業について事後的にチェックする。議会は行政全体にわたっての事業の効率性や他の選択肢を含む幅広い見地からチェックする。つまり財政の矯正や財務評価ではなく、どちらかという行政評価を主たるものとして行う必要があり、その役割は監査委員とは大きく異なっている。識見の監査委員は財政的見地から財務監査を行い、議選の監査委員は行政監査の観点からチェックを行うといった、二つの側面から行うことで監査を充実したものにできるのではないか。議員は通常市の財政について学ぶ機会が少ないが、議選の監査委員は財務に関する知識、資質といったものが併せて向上する利点もある」と飯田市議会はまとめて、現状維持で進んでいる。

多分いろいろなところがこのような研究をして、今日の資料にも大津市などは議選を外す検討結果を出した。いろいろなケースがある。その辺も含めて議論できればと思う。

道下議員	議選の監査委員の月額報酬が3万円なのだが、県下でも低いレベルである。また代表監査委員の報酬も低い。議選監査委員を外してもう一人識見監査を入れるとなると、当然財政事情が発生してくる。そういうことも含めてまた取り組んでいただきたい。
牛尾委員長 西村委員	せっきくの機会なので、道下監査委員に聞いておきたいことがあれば。資料4で、定例監査と定期監査というのがあるが、定例監査は全体に對して行うのか。
道下議員	5日と15日の月2回、8月から始まる定期監査に向けての準備段階。全体の書類チェックなどを5日と15日にやっている。特別なことが出てくれば代表監査と併せて、疑問点等々を皆に推しはかっていく流れでやっている。
西村委員 道下議員	膨大な量だ。 ほかの自治体もそうだと思うが、膨大な量を抜粋して監査する。月にたった3日なのでとてもではないが全部はできない。
西村委員	恐らくそうだろうと思った。抜粋でどこの何を選ぶかは監査の手腕、視点によるものか。それとも市役所から用意したものを見るのか。
道下議員	それが主だと思うし、監査委員事務局で今まで培ってきた経験で、どこを抜粋して、監査の視点で見るとか。
西村委員 道下議員	それは監査委員事務局のことか。 監査委員事務局が一応はプログラムしているし、あと一番重要なのは代表監査委員が指摘して、事務局がそれについてする。それが今の定例監査の状況だと私は思っている。
西村委員 道下議員	監査委員事務局が積極的にやっていくわけか。 私は4、5年前にもやったが、そのときはまだ事務員がもう1人いたが、今は3人体制。業務はだんだん多くなってくるのに、体制が縮小化されて大変だろうと思う。
西村委員 古森局長 佐々木委員	事務局は今何人か。 局長と係長と係員が1人と非正規が1人だったかと思う。 私も2年やっていたのだが、資料4に監査内容がいろいろ書いてあるが、定例監査と定期監査がごっちゃになっている。 定例監査はここに書いてあるとおり毎月監査委員が出る5日、15日に、定例に監査をする日という意味である。定例でこの監査内容でやるということではなく、定例に監査に出る日ということ。 次の月例出納検査が毎月20日に出て出納検査をする。それ以外の定期監査やほかにいろいろな監査があるが、これは3年に1回。それ以外に出てやるケースもいっぱいあるので、この3日間プラスになる。この日はどうしても決まった日に出るという意味で、5日、15日、20日。プラス定期監査、随時監査などで出るの、月に3日出て終わりではない。かなり出ている。だからその他で来てもらってもよいがなかなか厳しい状況である。定期監査の流れは資料3に書いてあるので、監査委員が対

象の課にどういうことをまず指示して、対象監査からどういう返還があって、それに対してまた監査委員から指示をする、という流れがずっと書いてある。

何かその課で問題があったり、心配な点はこの中に追加で出す。事前審査は事務局でまずやり、それを受けて本監査に監査が出て一緒にやる流れもあるので、事務局は本監査に向けていろいろ準備して、資料を整え執行部とやりとりする流れである。

出る回数は月3回どころではない。おまけに住民監査請求や少し前にあった弥栄のふるさと体験村や奥島根など、補助金に対する検査もやっているの、心配があるところは重点的にやったりすることもある。かなり出席する日が多いと思う。基本の出勤日は月3回。

西村委員  
佐々木委員

イニシアチブ、積極的に指揮権を握っているのは、実際は事務局か。

事務局プラス監査委員のチーム。情報は僕ら議会は結構わかるので、この辺どうだったのか監査委員に調べてもらったら実はそうだったということもあるし、事務局がそれなりの情報を持っていて、こことここを知りたいということもある。それはチームで。だから行政と財務が必要ということがあるのだと思う。

牛尾委員長

今、信用金庫から出ておられる識見者は7万円。議選の監査委員が3万円だから、二人合わせて10万円。

佐々木委員

費用対効果。本当は専門家などを呼んで行政監査でも詳しい人が出て、長くやればより詳しくなるので効果はあるが、報酬のこともあるので相対的にここは議論する必要がある。議員以外でも、ということは当然あると思う。

道下議員

今回説明する資料も事務局が用意してくれた。大変だろうと思う。読み込むのにかなり苦労した。職員の苦労は、いかほどかをつくづく思っている。

笹田委員  
道下議員

道下議員は2回されてどうか。議選委員も必要だと思うか。

初回の時点で、研修会に行けばこの話が出てきた。もう要らないと。私もそういう流れになると思っていた。しかし深く掘り下げてみると、この報酬で果たして識見監査をもう一人雇って、より厳しい監査を浜田市としてやっていく方向なのか。そうでないのかということ、そもそも今言ったようにもっと皆で勉強して、どうあるべきかなのかと思う。私もそのように思っていた。

笹田委員

報酬が関係なかった場合、議員としてどうなのかと思うのが、予算のときに向こうに座られていることにととても違和感がある。

質疑される側になる。報酬を抜きにすれば、やはり議員は議員として、質疑できる環境のほうがよいのではと思った。僕は監査をしたことがないので、説明で聞いた部分くらいしかわからない。報酬が整うのであれば専門家にやっていただいたほうが市民のためにも議会のためにもなるのかなと思っているが、どうか。

道下議員

報酬はにおいておいて、要は議選監査委員なのだから、予算決算委員会において遠慮するスタイルには違和感がある。そこに報酬はそぐわないと思う。違和感があると言ったこと自体が、議選監査委員を外す方向にあるというのは十分にあると思う。

牛尾委員長

今回もらった資料に出ているのだが、監査が予算決算常任委員会に出ているか、出てないかというデータが出ているのだが、やはり少ない。

5万人から10万人で見ると、決算審査だけの委員会や特別委員会を含めても70市である。

笹田委員から指摘のあったような予算決算常任委員会に監査委員が出ているところは少ない。

下間書記

資料を配信する。予算委員会と決算委員会が一緒になって常任委員会化しているところは、5万人から10万人未満のところは33市で、89.2%。ほぼほぼ入っている。予算と決算が一緒になっているので、余計に外しにくいのだろう。

逆に決算審査特別委員会のところだと就任状況が低い。決算委員会の際に、外すところは確かに多い。その委員会だけなので外しやすくもある。予算と決算がセットだと、予算を外すという議論になってしまうので難しくなると思う。

牛尾委員長

予算を外すわけにいかないだろう。

下間書記

そこをどう考えるか。

古森局長

今は議長を除く23人としているが、監査委員も除いて22人にせざるを得ない。予算が一切なにもできないことになってしまう。

牛尾委員長

ほかにはよいか。では今日はとりあえず。

道下議員

先ほども言ったように議員として私も含めて、財務や監査の勉強、研修会をぜひ開いていただき、議員のレベルアップにつながる。

今回の議選監査はどうなのかも一緒に勉強したいし、皆と一緒に議論したい。どうぞよろしく願います。

《 道下議員退席 》

牛尾委員長

ではこの件はとりあえずおいて、議題1へ移る。

笹田委員

議論しないのか。

牛尾委員長

どうせ今日では終わらない。これをやったら今日はこれで終わってしまう。

西田委員

一言だけ。佐々木副議長と道下議員以外にもう一人監査経験者が、創風会の澁谷議員である。創風会の中で監査の件について皆の意見を聞いた。道下議員の意見は今言われたことで大体おわかりだと思うが、澁谷議員の意見で、財務監査、要するに税理士や会計士は財務の数字を合わせることにについては専門家なので、これはぜひ必要だが、ただ、そういった方も地方自治法がしっかりわかっているかどうかになると、恐らくわかっておられない。そういった意味ではやはり議員の目線で審査する必要性はある。またいろいろな背景、例えば流用されたことなど、予算

牛尾委員長

の流れの背景など、議会でないとわからない部分もある。そういった意味で議選監査委員は必要だと言っておられた。

理解した。いずれにせよ、これはすぐのことではないので、今のよう  
なことを踏まえて時間をかけてやっていきたい。それでよろしいか。

下間書記

今日幾つか資料を入れさせていただいている。

道下議員にお話しいただいたのは資料 3-1、3-2 で、今から送る資料  
3-3 は、平成 28 年 3 月に全国市議会議長会から出している「議会選出監  
査委員等に関する調査結果」である。資料 3-4 これも全国市議会議長会  
の資料で、「令和 2 年度の市議会の活動に関する実態調査結果」である。  
全国市議会議長会は毎年、全市にこのような調査をする。令和元年度分  
ではあるが、議選監査委員の選任の廃止状況ということで、先ほど道下  
議員は例規から引っ張ってきて 30 市くらいと言われた。おそらく例規か  
ら引っ張ってくると町村も入ってくるので、少し多いのかと思う。この  
全国市議会議長会の調査時点では 18 市である。少ない。とは言え、これ  
は令和元年度の調査なので、まだ少し増えているかもしれない。

古森局長

見直しが必要というのが 195 市あったにもかかわらず、実際に廃止し  
ているのは 18 市というのを、どう捉えるかということもある。

笹田委員

議論中なのかもしれない。

下間書記

下のほうには議選の監査委員の廃止に関する条例の提出者が執行部な  
のか、委員会なのか、議員提案なのかという資料である。

( 以下、資料をもとに説明 )

牛尾委員長

2 の制度設計上の観点からの考察とある。やはり議員が監査をやると  
いうのは利益相反である。

下間書記

そういう考えもある。そもそも監査委員には守秘義務があるが議員に  
はない。本当なら監査委員と議会がもう少し連携していろいろな情報を  
もらいながら生かしていく考えがよいのかとも思うが、そこがまた難し  
いところであるとの資料でも述べられている。

( 以下、資料をもとに説明 )

牛尾委員長

膨大な資料なのでまたしっかり読み込んでもらいたい。よろしくお願  
いする。

ではこの件はこれでおく。

## 議題 1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

### (1) 条例改正の新旧対照表

### (2) 議会改革に関する検討結果 第 5 回報告書 (案)

牛尾委員長

説明をお願いします。

下間書記

( 以下、資料をもとに説明 )

以上が今の段階での条例改正の新旧対照表で、これまで検討いただ  
いた項目に沿って条例案をつくってみた。今回、条例改正の大まかな案が  
できたら、議会改革に関する検討結果第 5 回報告書を議長に出し、議長

から議会運営委員会において、議会運営委員会から政治倫理条例の提案をさせていただき流れを考えていたが、条例のところでもう少し踏み込んで細かいところを考えたほうがよい部分が出てきそうなので、法令からもアドバイスをいただいている。

そこをもう少し明確にしてから検討結果を出して議会運営委員会で諮ってもらいたいと思うので、申しわけないが今回のことにならなくなってきた。

もう少しお時間をいただくようご了解をいただいてもよいだろうか。本当に申しわけない。

条例だけでなく市民を入れることになるので、署名簿をつくってもらって選挙人名簿に登録されているか、選挙管理委員会に確認をお願いしたりするなど、ここまで考える必要があるのかという点について、アドバイスももらいながら整理しないといけないと思われる部分があるので、今回の3月ではなく、6月をめどに改正案をしっかりと作り込んでいけたらと思う。

事務レベルで、もう少し委員会で検討してもらわないといけない点を法令と相談しながら、抜き出して、整理がついたらまた資料としてお出しし、特別委員会内でご意見をいただきたい。申しわけないがお時間をいただきたい。

牛尾委員長  
下間書記  
牛尾委員長

今日のところはこの程度で、ということか。

はい。

法令が指摘するところを書き出してもらわないと議論しようがないので。

下間書記  
牛尾委員長

はい。

事務局からの提案だが、そういうことでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

古森局長

一つ、審査委員6人というところで、これまで県立大学の先生といった話が出てきたが、案件が出てから誰にしようか考えていたら時間がかかるので、今の段階で候補になる人について、もしご意見があれば、教えておいていただければと思う。最終的にどこから選ぶかはまた別問題として。

牛尾委員長

政治倫理審査会にかかるのは議員だから、皆から率直な意見を願います。県立大学とは包括協定を結んでいるので、専門性で言えば1人か2人くらい入ってもらったほうがよいという考え方はあるかもしれない。皆はどうか。

西田委員

大学の先生はよいと思う。バランス感覚があつて専門性のある方がよい。

沖田委員

率直に思うのは弁護士。ただ、政治倫理審査会に値するような案件、何をしたかにもよるが、そうなるとある程度、汎用性の高い専門知識となると、大学の先生や弁護士になるかと。

<p>佐々木委員</p>	<p>費用弁償の関係もあるし、言われるように案件による。浜田市のいろいろな審議会に名を連ねてもらっている識見者でないと、全く関係のない方をお願いするのも、相手も受けにくい案件だと思う。</p> <p>審議会等で浜田市のことをいろいろ理解していただいている方から抽出して選んだほうが。重い案件ならやはり弁護士などが必要だと思う。</p>
<p>西川副委員長 下間書記</p>	<p>それくらいしか浮かばない。</p> <p>6人は結構な人数。本当に来ていただけるか。だからこういう規定にして議員も入るようにしたら6人は達するだろうと思う。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>議会といえば市民代表なわけだから、逆に言えば連合自治会から誰か1人出してもらおうとか。連合自治会から男性1人、女性1人出してもらおうとか、そういうやり方も。</p> <p>議員が的になって政治倫理審査会が開かれるので、どういうことがあったかはなかなか想像しにくい。</p>
<p>下間書記</p>	<p>識見者の候補者は条例でうたう必要は全くないが、手持ちで幾らか用意しておかないと。実際に出ることを想定してつくられたものではないが、出たときに何か月もかかって委員を選ぶようになってしまうこともあるので、それも少し気になっている。条例でうたうわけではないがその準備もしておかないといけないかと思う。</p>
<p>古森局長</p>	<p>例えば10種類くらい候補を出しておいて、その中からこの案件ならこの6人とやるほうが、少しよいのかと思ってお聞きした。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>この間、観光協会の給与が低すぎるということで、給与改定を検討するとき、税理士、社会保険労務士の2人が入った。そうしたら、浜田の相場はこうだと皆言う。これは低すぎるのか、そこまでしたら高いとか。やはり、そういう専門家は大事だと初めて思った。</p>
<p>下間書記</p>	<p>財務などにたけている方ならすぐわかりやすいが、品位や名誉を損なう一切の行為に違反した方というところでどういう方がということになる。弁護士はもちろんよいかもしれないが、なかなか6人となると。</p>
<p>佐々木委員 牛尾委員長</p>	<p>司法書士とか。</p> <p>司法書士も今は弁護士のかわりに180万円までは裁判所で裁判に立てる。</p>
<p>古森局長</p>	<p>そういうちゃんとした役職を持っている人が、6千円の費用弁償で来てくれるかどうか、まずあるのだが。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>それは浜田市の関係でいえば、お願いすれば出てくださるのではないかと。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>先ほど言われたようにある程度決めておいて、6千円で来ないと言われたら議会でやるしかないの。無理だというなら自分らでやればよし。ルールだけつくっておいて、事が起きてからでは遅いようなので決めておこうという段階なので、無理なら議会でやるしかない。それだけ市民に理解がないということなので。</p>
<p>古森局長</p>	<p>今のは、6人全員が議員でもよいということか。</p>



笹田委員	はい。それは相手が受けなかったら仕方ない。費用弁償の値上げ交渉などできないだろう。来てくれればよいだろうが。
牛尾委員長	それはそうだ。ただ、議員を裁くのが、議員全員で裁くのは、よほど裁きやすい案件ならよいが、微妙な問題はなかなかハードルが高いということはある。
佐々木委員 牛尾委員長	だからこの議論になった。 それは最悪の場合だから、もうこの件はこれ以上議論が進まないかもしれない。今、いろいろ出たので。弁護士、大学の先生、司法書士、連合自治会など。
西田委員 笹田委員 佐々木委員	案件次第。産業分野に及ぶようなことなら各団体にもそのときに。 1回出向けばよい。商工会議所でもよいし。 それなりのやれそうな団体を入れておいて、名前まで入れたら相手もやはり年齢などで交代されたりするので。
牛尾委員長 古森局長	報酬審議会はどういう基準で選ぶのか。 元担当としていうと、会議所、商工会、医師会、今は、医師会は入っていないが、女性ネットワーク、勤労者代表、金融界。
牛尾委員長 古森局長	大学の先生も入っていた。 ある程度人事課で団体を考えておいて、その団体にどなたか選んでもらうよう依頼を出し、そこからどなたか出してもらう形である。
牛尾委員長 下間書記	その程度でよいか。 もう1点今日の段階で確認だが、市民から請求されるときに100分の1以上の署名をもって、その署名簿をつけて請求することになるのだが、署名簿に、署名日、住所、氏名、生年月日を書くという例が他市では多かった。 署名日とは、いつからいつまでの期間でないとだめだという規定を入れるか否か。4年前の署名をつけてこられてもよいのか。本当に細かいことを考えたらきりが無いのだが、そういうのをうたわなくてもよいといえば、それはそれでだと思ふし。
牛尾委員長 下間書記	この間、名古屋でもめていたのは、代筆と印鑑の件だった。 代筆のことが書いてあるところもあった。そういうのもうたうか、うたわないか。押印はやめた。今は押印廃止の流れでもあるので。
牛尾委員長	一応、代筆は書いたほうがよいのでは。1人で100人分書くかもしれないので。
下間書記 牛尾委員長 下間書記 牛尾委員長 笹田委員 下間書記 古森局長	規定に入れるか入れないか。チェックはしっかりする。 しかし、書いてなかったという者がいるかもしれない。 チェックをするだけでもかなり時間がかかる。 名古屋のリコールもすごく時間をかけた。 事務局がチェックするのか。 選挙管理委員会にお願いする。 選挙人名簿と照らし合わせるために。

笹田委員	選挙管理委員会に判断しやすい方法を聞いて、それを取り入れたらよいのでは。
沖田委員 下間書記	疑問に思ったのだが、代筆かどうかは誰が判断するのか。 書面審査になってしまうので、その人が本当に書かれたかどうかはわからない。要件がきちんと整っていて選挙人名簿に登録されていたら、ご本人が書いたと思うしかない。筆跡鑑定するわけではないので仕方ない。
沖田委員 下間書記	うたっておかないと何の拘束力もないのかという話にもなる。 代筆のことは、うたうという方向性か。
牛尾委員長 下間書記	うたおう。 署名日が必要か、必要でないかは、事務レベルで協議してよいか。
牛尾委員長 下間書記	署名日が要るのか。 ただ、署名日がないところもある。直接請求の場合には30日だったか。
近重係長	松江市がやった直接請求は、署名を収集する人を告示して、それから30日以内に集める。流れが全然違うのだが。
下間書記	全く違うので、そこまでうたう必要はないとも言えるし、その割にはよその市議会が署名日を入れている。要は本人が書いたことを残すためなのかとも思ったりする。
笹田委員	署名日を書いてもらう意味があるならよいが、この期間のものだけ認めるという規定があればだが、それがない限りは書いてもらう意味がない。意味があることを書いてもらう方法のほうがよいと思うのだが。日付くらいなら書いてくれるだろうが、ただ、4年前の署名を認めるのもどうかというのもある。認めるなら認めればよいが。
牛尾委員長	市民100分の1集めるような事案があるとしたら、よほど大きい事件だろうから。
下間書記	100分の1なので、440人くらい。
牛尾委員長	よほどのことがなければ至らないだろう。署名日を書く必要はあまりぴんときない。
西田委員	それだけ重要な案件なので、2割前後くらいはある程度大まかに見て、どうしても政治倫理審査会にかけたいなら堂々と。署名日や、誰かが何人分も書いたのではとか、そういう曖昧な部分はある程度アウトでよいのでは。そこまでチェックする必要はない。
下間書記	100分の1以上あればよいので。
西田委員 古森局長	その中の2割くらいに問題があっても大丈夫なのは。 それは選挙管理委員会がチェックするので、曖昧なチェックをしたらまずいと思う。
西田委員 下間書記	その辺は細かく、正確に潔癖に追及しなくても。 笹田委員が言われるように、署名日が本当にここに必要なのかどうかも、もう少し吟味しながら、相談しながら進めさせてもらう。
笹田委員	先ほどの告示のようなものがあって、日数が決まっているなら絶対に

下間書記	<p>必要になってくると思うが、それがない限りは必要ないのでは。重い案件なら皆書くだろうし、審議してくれということになるだろうし。</p> <p>1年前ならよくて、4年前ならだめなのかなど、決めなくてはいけなくなる。</p>
笹田委員	<p>市民のモラルも含め、重い案件だと判断された場合は真摯に受けとめるほうがよいのでは。</p>
下間書記	<p>もう一つ、これも考えすぎといえれば考えすぎかもしれないが、審査請求される違反事項が何年も前の事案についても、審査請求できることとするのか。当然、議員任期中の4年間に起きたことにしないとイケないとは思いますが、それをうたう必要があるか。</p>
笹田委員	<p>当然であろう。</p>
下間書記	<p>それは1任期の4年間ということ。それをうたう必要があるかとか。</p>
牛尾委員長	<p>任期は4年。民事は3年だから、3年半前くらいのことを上げても、上位法の関係から言えばおかしいと言われるかもしれない。</p>
下間書記	<p>では1年前ならよいとうたうのか。それもどうかとも思うし、だからこそ、あえてうたわなくてよいのかと思うのだが。</p>
牛尾委員長	<p>かえってうたわないほうがよいのでは。</p>
笹田委員	<p>議員になる前の話だと意味ない。なってから議会基本条例にそぐわないことをやるのだから、昔のことを言われても困るだろう。</p>
牛尾委員長	<p>僕らの任期は4年で終わるので、当該任期より前のことを言われるのは困る。</p>
下間書記	<p>考え出すといろいろ疑問が湧いてくる。そういうところも整理させてもらって、本当に条例にうたい込まないといけないものなのかも法令と相談しながらリストアップしてから、ご意見をいただきたい。</p> <p>引き続きの検討とさせていただきたい。申しわけない。</p>
古森局長	<p>任期が10月23日だから、直前の10月初めや9月初めにその案件が出たらともうできないということになる。任期ということになると。</p>
牛尾委員長	<p>理屈で言えばそうなる。それをやるとなるとまた大変である。</p> <p>ではこの件は以上でよいか。</p> <p>( 「はい」という声あり )</p>

## 議題2 政策討論会のあり方について

牛尾委員長	<p>説明をお願いします。</p>
下間書記	<p>( 以下、資料をもとに説明 )</p> <p>現状の規程等を配信した。政策討論会の運営に関して必要な事項を定めたものであるが、そもそものところは議会基本条例の第12条のところにある「議会は市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする」とあり、これが一番の目的である。</p> <p>「市政に関する重要な政策及び課題に対して、合意形成を得るため、</p>

牛尾委員長

政策討論会を開催するものとする」という基本の考えがある。

議会基本条例をつくるときに実際に運用しながら、というところまで想定せずつくったので、こういうことが起きる。

下間書記

目的はこうなのだが、実際に政策討論会をした結果の活用としては、第6条になる。

政策討論会をして討論の結果を次のとおり活用する、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案。市長その他への執行機関への政策提言。3番目がその他議会における政策形成への反映。

討論会をした結果、1、2、3のどれかで活用するようにしよう、ということだ。しかし、今の時点では(2)政策提言というところが先に来ているようなイメージである。

それが決して悪いわけではないが、政策提言をするために、行うような感じになっている。

次に、このフロー図に皆見覚えがあるかと思うが、令和元年にこれをもって皆さん取り組まれた。

牛尾委員長

これは真庭市から借りて手を加えたのではないか。

下間書記

今ある規程とすごく違った流れというわけではないが、要は政策討論会をする時期が、もうでき上がってしまったときに討論会をする、プレゼンをする。令和元年のときも各委員会でプレゼンのような形だったが、でき上がったものを発表するというところでは、なかなか意見が出しにくいのが問題なのかと思う。

もっと早い段階でテーマを決めて、委員会でやるなら委員会での考えがまとまった段階で、ほかの議員の考えを取り入れたいから政策討論をする、合意形成をしたいから討論する方向のほうがよいのかもしれない。なかなか固まった段階では、意見が言いにくいのは確かである。

牛尾委員長

議長が言っていたのは、議会としてということだったから、議長は現場の議論に加わってないから、そのままの理論を頭に入れている。僕らは当初とは違うものを現場でつくっているから。

だが政策に反映させようと思うと、7月くらいにはもう市長へ申し入れしないと実現は無理だろう。今の時期だと新年度の反映にもならない。

下間書記

新年度予算にはならないが、補正を組むという可能性はある。

牛尾委員長

市の予算の立て方、日程に合わせるとなると、もう少し変えていかないと。8月の討論会では追いつかない。

古森局長

これはあくまで目安だったので、一斉にやらなくても各委員会で政策討論に向けての動きたいという要望が出れば、それはそれで、ばらばらでよいと、これまでも議長が言ってきた。

牛尾委員長

幹事会を開いたことは一度もなかったような。

下間書記

政策討論会を開くときは必ず幹事会を開く。

牛尾委員長

いつ開いたか。

近重係長

令和元年度。

古森局長 下間書記	<p>政策討論会上げるのを承認するのは幹事会なので。                  幹事会の意味も、どこかの委員会が政策討論会をしたいと言ってきているのを幹事会ではじくことはそうそうないと思う。</p>
佐々木委員	<p>本来は議員や委員や会派からでもできる。その場合に、全員で討論会をする必要があるのか、その議題はふさわしいかを決めるために、幹事会をつくっている。</p>
牛尾委員長	<p>今は委員会で政策をつくろうとするから、当時つくったものと流れが違う。</p>
下間書記	<p>見てきて感じたことを持って帰ったのではあるが、それぞれの委員会に行くことによって違う考え方になった。</p>
牛尾委員長	<p>本来は委員会からでもできるし、議員からでも、会派からでもできる。</p>
下間書記	<p>それはそれで悪いものではない。</p>
牛尾委員長	<p>ないが。</p>
古森局長	<p>逆に、今やっているやり方に変えていくのがよいのか。どちらかといえば、今のやり方が少し身についてきた。ただ議会全体としてというテーマが常任委員会で完結するようにやっている。</p>
牛尾委員長	<p>独自の委員会で申し入れとなると、政策討論会がそもそも必要なのかというところに戻ってしまう。</p>
下間書記	<p>ただ、これを受けてからやったことには間違いない。</p>
牛尾委員長	<p>政策討論会を経て提言をすると、浜田市議会としての提言になるが、これを経ずにやると各委員会からの提言となる。</p>
下間書記	<p>すると重さが違う。多分、福知山市議会へ行ったときもそういう感じだった。</p>
牛尾委員長	<p>本来重みが違うとは思いますが、執行部も常任委員会からの提言なら軽く見て、議会全体だったら真摯に扱うというスタンスでは決していないと思う。</p>
下間書記	<p>決していないとは思いますが、重さは明らかに違う。</p>
牛尾委員長	<p>浜田市議会の総意というのとでは確かに違う。本来市長に対して何かを示すのであれば、浜田市議会議長名でやるのが当然のことである。</p>
下間書記	<p>もともとそういう意味での政策提案権はないが、これだけ議会でまとめて市長へ申し入れすることによって政策が実現するというところを目指しているわけだから、今の常任委員会方式が悪いのではないが、どこかで再度かじを切り直して、それを議会全体の提案にするかを議論したほうがよいのか。そのほうが実現する可能性は確実に高いわけだから。</p>
牛尾委員長	<p>24人の代表で議長が総意を申し入れすれば、よほどのことでない限り、市長は受けざるを得ないと思うのだが。</p>
古森局長	<p>とてつもない、大きすぎることはすぐには動けないかもしれないが。</p>
牛尾委員長	<p>本来そういうものを目指してこれを立ち上げたわけだから。</p>
下間書記	<p>常任委員会ごとにやっている今のやり方も、本当に進んだと思う。</p>
牛尾委員長	<p>言ってみたら所管事務調査をすごく熱心にやって、それを政策提言につな</p>

げるというやり方である。すごく大切なことだが、それもできるが、議員や会派からでもこういうことはできる、決して常任委員会に縛られてやらないといけないわけではなく。

資料館の問題も、これは浜田市議会として皆で合意形成をもって、もっと考えていかないといけないのだと議員の誰かが発案して、政策討論会をしようとして議題に上げて、幹事会を開いて、承認を得て政策討論会につながることも当然ある。そういうやり方をされてもよいと思う。

所管事務調査で常任委員会で何か取り組みテーマを決めてやっていくやり方もあってよいと思うし、それなら政策討論会はもう少し早い時期のほうがよい。できあがったものよりも、できあがる段階のところで議員の皆の意見を聞く。

牛尾委員長

いずれにせよ所管事務調査を深掘りしないと常任委員会の意味がない。そこが全てのもとだから。

西村委員

今3常任委員会でそれぞれやろうとしている。政策討論会が常任委員会でやっていることにどうかぶさってくるのかが、私はなかなかイメージできない。

3常任委員会がやっていることが全て政策討論会になっていくということになれば、それはたまったものではないという感じもある。

政策討論会を1回やって終わりにするのなら別にそのようなことにはならないが、全体のものにするために節々で政策討論会まで広げていくのを、3常任委員会がそれぞれやりだしたら、一年中そのことにかかり切りになるイメージしか私は持てない。

とてもではないがそんなことやっていられない。かといって、政策討論会に1、2回かかわって、よその委員会が仕立てたものに参加するような状況で、一体感が生まれるかといえ、生まれないと思う。

あちらを立てれば、こちらが立たずみたいな、何かイメージができてこない。

牛尾委員長

これがベストだということまで僕らが行き着いていないので。他市の例を先進的だと思って持ち帰ったが、それが体に入って実際に動いているわけではない。たまたま常任委員会でやり始めたのが浜田方式で、それが悪いことではないが、そのどこをいじれば全体の提言として持っていくためのシステムになるか。

西村委員の言う、毎年テーマを1つ決めてそれをべったりやっていたらやってられない、という気持ちがわからないではない。今回のデータで出てくる常任委員会の開催日数が出ているが、浜田市議会はすごい回数になる。

笹田委員

西村委員が言われたのは多分、第6条第2項で、政策提言ありきで始まっているので形が違うということだと思う。

政策討論会とは個人でも会派でも、問題を皆で合意形成しようというところから始まって、それが本当に政策提言までいくのか、もしくは政

策立案までいくのか、というのが本来の形なのだろうというのはわかるが、今は各常任委員会で2に向けて動き出しているのがこの2年のあり方で、それが果たして政策討論会なのかといえば、どうなのか。

政策提言会のような感じだと思う。もちろん悪いことではないが、分別していかないと政策討論会と今やっていることが一緒だとなると西村委員が言われたように、どうなのかと思う。

牛尾委員長

新年度は視察に行けるだろう。一番よい事例を理想的にやっているところを探してこのメンバーで一度行けばよい気がする。どうだろうか。

古森局長

議長団と4月以降についてどうするか話はしているのだが、感染が完全に収束していない中で、相手方も受け入れてくれるかどうかが大前提にあるのだが、よその議会では3月末までは受けていないというのがほとんどで、それ以降についてどこもあまり明確に言っていない。県内でも益田以外は検討していないと。

正副議長と今話しているのは、中国管内くらいなら感染者数もすごく少ないので大丈夫かと。しかも公用車移動で。そのくらいのことは話しているが決定ではない。

牛尾委員長

了解した。中国管内でここはという場所を1、2市このメンバーで行けばわかりやすいかと思っているので。この議論はこの程度で今日はおこう。

#### 議題4 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について

牛尾委員長

これについて。

下間書記

これは時間があればやろうという話で。

牛尾委員長

では次の議題をやろう。

#### 議題5 その他

##### ・陳情の取扱いについて

牛尾委員長

これについて。

下間書記

3月1日の議会運営委員会で付託されて採択された「陳情の推進に関する陳情について」というところで、議会運営委員会の中で、細かい運用的なことは当特別委員会で検討することになった。細かいところとはいうところと、今回委員会の中で意見陳述を実施してみて、委員会からの意見を聞くと意見陳述に関してはよかった、陳情の意図もよくわかるようになったというのがおおむねの意見だったようだが、そもそもの陳情の扱いというか、この陳情は、本当に陳情なのだろうかというところを疑問に思っておられる議員も多かったように思われる。

陳情として受けるべきものなのかというところ。そういったところも含めてこの特別委員会で議論していくのか。

また、議会運営委員会で陳情の取扱基準に沿って陳情を付託して審査するか、しないかを決めているが、取扱基準の項目を増やしてもっと陳

情の精査していくことも考える時期なのかもしれない。それもこの特別委員会でするのか。しかし、あれは結局は議会運営委員会でどの項目に該当するかどうかを決めていくので、それなら陳情については議会運営委員会で考えていくということもあるし、どうされるかを決めて、今後陳情についての議論をどの場でするのかも含めて、ご意見をいただければ。

牛尾委員長

特別委員会でやらないといけないと思ったから、あの場では受けたのだが。今回の陳情でも、録音が公文書に値するかどうかという、議会に聞かれても困るような陳情もあった。

また、事件があったかなかったかが何度も出てくるから県警本部まで問い合わせをしたが、捜査権はないし。そもそもそれを議会でというのも何か違う気がして、ずっと思っていた。

事務局はどのような陳情であれ受けないといけないのだろう。するとでは議会運営委員会の場でペーパー配付だけで終わるか、付託するかしないかは決めるので、そこまでのたたき台をこの特別委員会でたたいておいて、議会運営委員会にまとめを提出するのが役目なのだろうと思っている。

笹田委員

今度15日の議会運営委員会で各常任委員会の意見陳述に対する意見がまとまって出てくると思うので、それをまず議会運営委員会で示していただいて、それを恐らく特別委員会に返して議論していただく形になるだろう。

下間書記

意見陳述はもう議会運営委員会に行っているので、議会運営委員会で行うのか。

笹田委員

あくまでも陳情の取り扱いについてはこちらか。

結局、陳述の最初でいろいろご意見があると思うが、委員長が言われたように、付託するのか、配付のみにすべきか議会運営委員会で審査するときに、もう少し明確にわかりやすいものにつくり直して、陳情にふさわしいものかどうか判断する基準をもう少し高めたらどうかと、個人的に思う。

下間書記

最終項にあった内容は何だったか。

前各項に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの。

笹田委員

「市長が認めるもの」みたいなもので、陳情の場合は扱いにくい。

牛尾委員長

もう少し細かく決めておくと受けるほうは楽だ。

笹田委員

ただ質問だけになっているものなど、まだある。議会が受けるものではないものもあるので、そういうところをこちらで判断して、配付すべきものにすれば陳述の機会がなくなる。付託されたものだけに陳述の機会を与えることになっているので、お困りのことに関する陳情をしっかりと受け付ける形をたたいたほうがよい。議会運営委員会で判断するときもそうだし、今回の陳情でも感じた。

下間書記

(8) 趣旨、願意等が不明確で判然としないものという項目もある。



牛尾委員長

今回、総務文教委員会であったのが、スキー事故の関係。僕は係争中だから反対したのだが、4対3くらいで採択されたかな。実際、係争中で双方が弁護士を立ててやっているものの経過がどうなっているのかを議会に振られても、とんちんかんだと僕は思った。

笹田委員

それならよく読んではいけなかった。

牛尾委員長

議会運営委員会の場で、今回19本上がったが本当にどうなのか、もう少し皆頭に入れて真剣に1件ずつたかかないと。今回安易に通した気がした。

笹田委員

もう一つ言えるのが、最初の議会運営委員会でやるので、会派としての意見がまとまってないところが多い。しっかり陳情を見てもらって、どれに該当するか該当しないかも含めて会派でしっかり話し合ってもらい、その上で持ってきてもらわないと。

例えば牛尾委員長が言われたように、係争中かどうかともわからないし、そういうことも含めてもう少し、しっかり議論する時間があってもよいかと思った。質問形式になっているものなどは(8)に該当すると思うので、単に質問にすぎないことと一文入れておくとか。そういうことをすると、もう少し審査するほうとしてはやりやすいのかと思うのだが。

牛尾委員長

この間たまたま新聞取材に応じて、西村委員長が「気軽に陳情してください」と言ったように書いてあるから、あれでまた陳情が増えるのではないか。

小川委員

今回、趣旨を3分間しゃべられたが、結局、陳述書に書いてないことをしゃべられた。あれはルール違反ではないかと感じた。

まず書面で審査しないといけないのに、しゃべるのを前提に出しておられるから、陳述書に載ってないことをしゃべられるので、おかしいと感じた。

ご本人の指定管理の関係とか、それこそ利益相反のような、そこにこだわったものがあつたような気がした。(8)や(10)で、これは相応しくない判断できるのではと感じた。

笹田委員

利益相反については書いてないので、それも書いたほうがよいかもしれない。

牛尾委員長

総務文教委員会の陳述では不規則発言はなかったが、産業建設委員会では相当あつた。それは委員長が制止しないと見ていて非常に醜い。それは今度の議会運営委員会で言おうと思うが。あの辺は厳正にやらないと秩序が乱れる。第三者や新聞社が入っているわけだから印象が悪いと思う。

西村委員

小川委員が言われたことと同じようなことだが、常識的にあまりにも。例えば「スキー事故の進展具合はどうか。事故から3年たつ、なぜこのように長引いているのか」これが何を言わんとしているのかわからない。それを聞き取ってタイトルとして趣旨を書いたのは事務局だろう。本人の文章能力がないのかといえば決してそうではなく、あれだけの陳

述ができるわけだから。しかも原稿を事前に書いて事務局にお渡ししている。であるならば陳述された原稿を、陳情書にそれなりの文章にしておさめることは決して不可能ではないと思う。

陳情書が多い、少ないというのは私らが知ったことではない。結果的に陳述では陳情書に書いてないことが圧倒的に多い。あの陳情書からは酌み取れない。単に疑問が書いてあるだけ。

牛尾委員長  
西村委員  
牛尾委員長  
西村委員  
牛尾委員長

その辺の整理をしなければいけないということか。

そういうこと。

今のままでいけば、陳述をするために適当に書いて出すという感じ。

それをあらかじめ想定しているとも、取れないことはない。

スキー事故の関係を執行部に問いただしたら、双方の弁護士同士の話になっているというので反対になるかと思ったら、副委員長も「私も知りたい」と賛成に挙手されるから、ベテランが何を言っているのかと。

いろいろ話が出たが、その辺は少し細かく詰めたほうがよいと思うので、次回に持ち越しということで、一度会派でその辺の話をしてもらって。皆それぞれ体験してもらっているので、本当に陳情にふさわしいかふさわしくないかも含めて交通整理しないと、執行部にあまり長く座らせておくのも気の毒である。次回、皆に持ち寄ってもらったものを入れ込む形にしたい。よろしく願います。

古森局長

今回陳述をやってみて、総務文教委員会では質問がなかったが、ほかの委員会は陳述に対する質問が割とあった。陳述に対する質問はありとしているが、陳情書の中身に対する質問もあって、それなら参考人招致すべきかと思う。正当な流れでいえば。本人が陳述したいと言っていたとしても、参考人招致をするということ、どう扱うか考えていただきたい。

笹田委員  
古森局長

そこは議会運営委員会だろう。

もう一つは、今回の採決の中で執行部がもう対応している部分に対して、採択としたものと不採択にしたものがある。それは各議員の考え方のかもしれないが議会として統一すべきかどうか。

牛尾委員長

2番目の問題は、全く同じ答えでも、右と左があったということなので、逆に言えば陳情者に対して、済んでいるから反対だというのはいかにも失礼だろうと思った。

それはルール化しないと逆に言えば議会がおかしいと言われるかもしれない。それは特別委員会でやるか。

下間書記  
牛尾委員長  
下間書記

これは特別委員会なのか。

議会運営委員会か。

難しいと思う。意見陳述は議会運営委員会で、陳情は特別委員会というのが。一緒のほうがよいと思うので、議会運営委員会なら議会運営委員会ですとか。

笹田委員

意見陳述も振ったほうがよいのでは。

牛尾委員長                    それなら意見陳述も振ってもらって、ここでやるか。そうすれば、あちらだ、こちらだと言わずに済む。

笹田委員                      連携しているから。

下間書記                      15日の議会運営委員会で出すのは出すが。

笹田委員                      前回特別委員会に振ったので、併せてこの件に関しても特別委員会で協議してもらうことにするがよろしいか、という形でよいのでは。

下間書記                      今回15日は、各常任委員会からやってみた結果で意見をもらって、細かい規定にうたわねばならないことがあれば何って規程を直していく作業をしようと思っている。しかし意見陳述をすることは進めてよいのか。その了解は得ておきたい。

牛尾委員長                    今は試行中だから。

下間書記                      一応試行中にしていて、最終日に提案しようとしているので、やってみただけする必要なかったというなら、この議論も要らないし。

笹田委員                      15日の議会運営委員会で、最終日に提案するかどうか、延期させてもよいかもしれない。

                                    課題がいっぱいある中で、6月にもう1回試行してもよいのではと思う。6月定例会議でも提案できるのだから。

下間書記                      意見陳述に対しては、それほど問題はないと皆言っておられるが。

笹田委員                      そうでもない。

牛尾委員長                    福祉環境委員会の請願で制限時間が来たときに「今からがよいところだ」と続けた例があった。そうは言われてもあらかじめ時間が決まっているのだから。試行中だからやむを得ないのだろうが、するならその辺も整理しないと、人によっては延長が許可されて、人によっては却下となるようなことがあってはならない。

笹田委員                      陳述はあくまで補足なのに、今回やったのは、全然違うルールになっている。もう一度見直さないと。そういうことをさせないようにしないと。

                                    先ほど局長が言ったように、あのようなやり方にするなら本当なら参考人招致にしないといけない。そうすると陳述のやり方としては問題があるのでは。

古森局長                      陳述への質問について議員にきちんと理解してもらえてなかったのかというのはある。

笹田委員                      陳情の中身に対して質疑したから、それは違うという話だろう。

牛尾委員長                    総務文教委員会は陳情者への質疑はなかったから、早く終わった。

笹田委員                      僕も陳情に対して意見はなかったから質問しなかった。陳述は中身と違ったが。あくまでも陳情書の中で審査しないといけないと思っているので、追加で違うことを言われても。

牛尾委員長                    福祉環境委員会はそういうところがあった。

笹田委員                      そこは課題だと思う。

牛尾委員長                    では、一応予定時間が来たので。大きい問題は皆次回に先送りだが。

次回はいつにしようか。

《 以下、日程調整 》

では3月24日の13時から。

以上で議員定数等議会改革推進特別委員会を終了する。

(閉議 15時03分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

Ⓔ